

県政記者クラブ発表

資料提供

説明

平成18年7月24日
土木部

標 題 栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

（概要）

栃木県入札適正化委員会（平成18年度第1回）を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成18年6月30日（金）午後2時から
- 2 開催場所 アーバンしもつけ2階会議室
- 3 出席委員 委員長 永井 護 宇都宮大学工学部教授
委員 赤塚 朋子 宇都宮大学教育学部助教授
委員 高木 光春 弁護士
委員 為国 孝敏 足利工業大学工学部教授
委員 原田 いづみ 弁護士
（委員数 5名・出席委員数 5名）
- 4 審議対象期間 平成17年10月1日から平成18年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,232件
抽出案件 5件（内訳）一般競争入札 0件
公募型指名競争入札 1件
指名競争入札 3件
随意契約 1件
- 6 会議次第 (1) 開会
(2) 議事
・報告事項等について
・抽出案件審議
(3) その他
(4) 閉会
- 7 議事等の概要 別紙のとおり

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
監理課			主幹	和田 敏明	2598

別紙

議事等の概要

1 報告事項等

- (1) 入札契約手続きの運用状況及び指名停止の運用状況について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。また、再苦情処理については、今回は該当ない旨、報告した。
- (2) 抽出案件の選定理由について
為国委員から抽出案件を選定した際の理由について報告があった。

2 審議案件及びその結果

- (1) 「国庫補助電線共同溝整備工事」について
 - ・ 工事箇所 一般国道293号 足利市旭町その1
 - ・ 土木部足利土木事務所発注
- (2) 「県営西原住宅(17-4)ガス設備工事」について
 - ・ 工事箇所 宇都宮市日の出
 - ・ 土木部住宅課発注
- (3) 「中山間地域圃場整備関連河川工事」について
 - ・ 工事箇所 一級河川小貝川 市貝町杉山
 - ・ 土木部真岡土木事務所発注
- (4) 「街路整備(ゼロ県債)工事」について
 - ・ 工事箇所 3・4・202古峯原宮通り外1路線 鹿沼市石橋町その1
 - ・ 土木部鹿沼土木事務所発注
- (5) 「がんセンター本館地下1階非常用蓄電池更新工事」について
 - ・ 工事箇所 宇都宮市陽南4-9-13
 - ・ 保健福祉部がんセンター発注

いずれの審議案件とも概ね適正であると認められた。

3 抽出案件についての主な質疑

当該工事を総合評価公募型とするかどうかは、誰がどう決めるのか。

- ・ 総合評価落札方式については、ある程度の技術的レベルが必要という中で、工事の内容により発注が土木事務所であれば土木事務所の判断で決める。貴事務所が、当該工事を総合評価落札方式によるものとして選定した理由を説明願いたい。

・ 当該工事は、中心市街地での工事で、各関係者との調整事項が多い。

実力があり、ある程度機動力なり会社組織が充実した業者でないと調整が上手くいかないことから、各項目での評価を行った上で落札者を決める総合評価落札方式を実施した。

当該工事の落札者は、結果を見ると他者と比べて価格以外の評価点が決して高いとは言えないが、総合評価落札方式で実施することの趣旨に合致しているのか。

結局は、価格点の高い(入札書記載金額が低い)者が落札者となるのではということも含めていかがか。

・ 当該案件については、確かに価格が一番低い者が落札したという結果だが、昨年13件の総合評価落札方式の試行を行った中で、価格以外の評価点が高いため逆転をしたものが2件あった。

現在は試行の段階であり、各評価項目の配点の問題や評価点の価格点90点对価格以外の評価点10点という設定等については、試行結果を踏まえて今後検討していきたい。

学識経験者の意見聴取については、法令等に基づいて制度化されているものか。

また、聴いた意見は、どの程度尊重されるのか。

・ 総合評価の場合は、地方自治法の規定により学識経験者の意見を聴くことになっている。

規定上意見を聴かなければならないということであり、否定されれば行えないということではないが、頂いた御意見に基づいて、当然改善なり変更をしなければならないと考えている。

「総合評価落札方式に関する評価調書」について、「価格以外の評価結果」は点数順だが、「総合評価結果」は点数順の記載ではない。記載順はどうなっているのか。

・ 当該様式はホームページに掲載し、公表しているものであるが、その掲載は3回

に分けて行っている。

1 回目は、入札公告をした段階で、この表の工事名称等及び落札者決定基準について掲載し、次は価格以外の評価点を算出した段階で「価格以外の評価結果」までを掲載し、最後に開札後に結果を掲載している。

「価格以外の評価結果」欄は、評価点の高い順に並べているが、改札後の「総合評価結果」欄についても「価格以外の評価結果」の順によっている。

総合評価点が出た段階で記載順を変えるより、一度掲載したものは変更せず書き足していくこととしている。

「土木部建設工事総合評価落札方式試行要領」に定める「総合評価点算定基準」別表において、現場環境の把握等について評価を行うのは誰か。

- ・ これはいわゆる施工計画の評価を行う者であるが、発注機関の職員の中から3名を選定している。

ガス事業については、その地域に対して一者独占という形になりかねないが、業者が出してくる金額に係る発注者側のチェックは大丈夫か。

- ・ ガス事業については、計画の段階でガス事業法に係る大臣の認可を受ける。

その条件の中に、約款という形で工事内容、金額、供給料金も定められているため、問題は無いと認識している。

「建設工事指名選定チェックリスト」の地理的条件について、 から の数字で識別されているが意味があるのか。

- ・ 当該工事箇所の市町村にある該当ランクの業者をまず抽出し、それで数が合わない場合は上位ランク、下位ランクから抽出し、それでもなお数が合わない場合に近接市町村の同位ランク、上位ランクという順に業者をリストアップした。

は工事箇所のある市町村とし、近接の市町村から 、 というように付番したのであり、 は指名、 は非指名という識別ではない。

「建設工事指名選定チェックリスト」の工事成績欄に「-」の記載がある業者があるが、これは何か。

また、「-」とするか「×」とするかの基準はあるのか。

- ・ 「-」の記載がある業者については、このチェックリストを作成する段階では、前年度からの繰越工事の施工中であり、評価結果がなかったため「 」とできなかった。

「×」の記載は、指名停止中のように非指名とするのに明確な理由があるものについて付した。

審議資料に添付されている「指名調書」によると、結果として実際に指名された業者しか記載がないが、指名を決定するまでの経過はどの様であったか。

- ・ 今回の工事については、該当業種について該当する工事等級を持った業者が100者以上もあったため、私どもの施設における工事経験を有する6者をまず選定し、バッテリー製造メーカーの1者も指名に加えた。

4 要望等（検討すべき事項）

- ・ 総合評価落札方式に係る評価点の配点やその算定基準、評価項目等については、試行結果を検証し、第三者への説明がしっかりできるよう検討願いたい。

また、総合評価落札方式の今後の方針については、委員会等において随時報告願いたい。

- ・ 指名競争入札においては、指名業者の選定における透明性の確保という点でも明確な基準とセレクトの過程を重視すべきである。
- ・ 各部局間において、独自性が求められる部分もあるとは思われるが、入札契約の手続きについては、使用する様式をはじめ、基本的に押さえなくてはいけないところは統一を図る形で検討願いたい。

5 その他

- ・ 次回の審議案件抽出は、原田委員が担当することとなり、11月に開催する予定となった。